

精液等情報システム ユーザー新規登録申請説明書（申請者側）

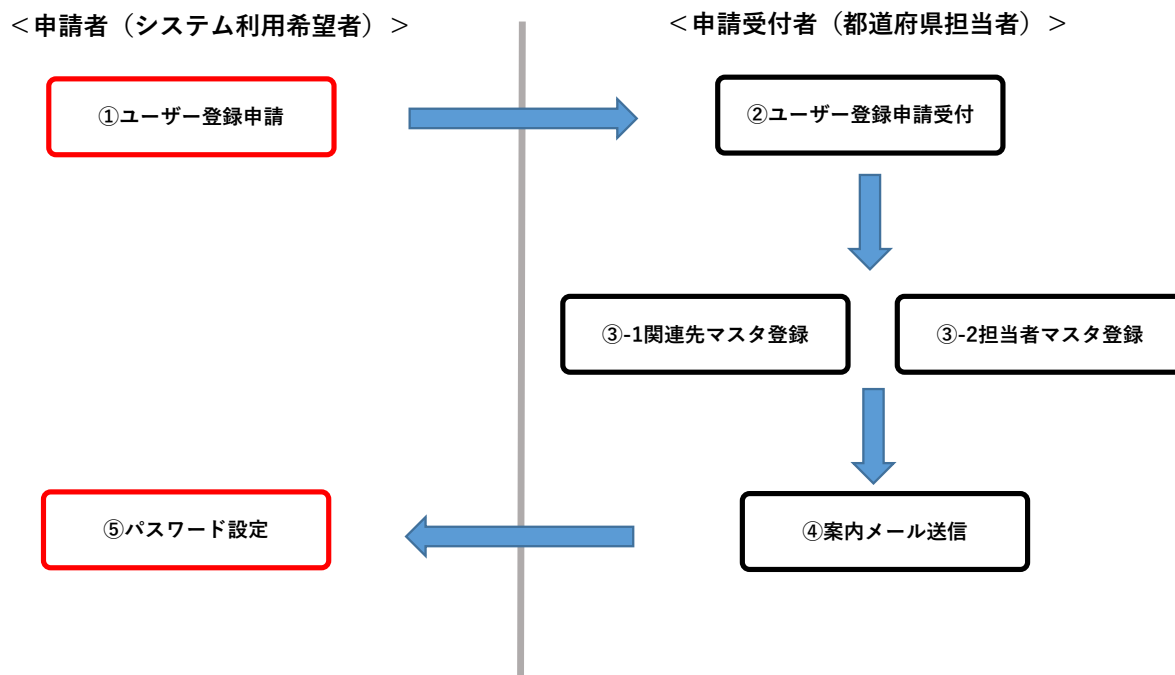
目次

1. （申請者側）ユーザー登録申請について	1
2. ユーザー登録申請	2
3. パスワード設定	5

(申請者側) ユーザー登録申請について

精液等情報システムを利用するには、精液等情報システムのユーザー登録が必要です。
ユーザー登録は、都道府県担当者へ申請する必要があります。
この資料では、システムの利用を希望される方が、ユーザー登録の申請を行う手順をご説明いたします。

【ユーザー登録申請の流れ】



ユーザー登録は上記の図の流れに沿って行います。
システム利用希望者の方が実際に行う作業は①と⑤(赤枠)です。
②～④には少しお時間を頂きますので、ご了承ください。

- ① ユーザー登録申請
利用規程に同意後、精液等情報システムを利用するにあたり必要な氏名、住所等を入力し、申請を行います。
画面、入力項目については『ユーザー登録申請』をご確認ください。
ユーザー登録申請は下記URLのログイン画面を開き、「新規登録申請はコチラ」の文字をクリックして、開きます。
<https://www.lgrm.jp/imart/login>
- ⑤ パスワード設定
各都道府県担当者にてユーザー登録の手続きが完了すると、ユーザー登録申請の際に入力したメールアドレス宛にメールが届きます。
メールに記載のURLをクリックして、最初にパスワードの設定を行います。
画面は『パスワード設定』をご確認ください。

パスワード設定後は、下記URLのログイン画面からメールに記載されたID(ユーザーコード)と、先ほど設定したパスワードを使用してログインします。
<https://www.lgrm.jp/imart/login>

もしパスワードを忘れてしまった場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れた方はコチラ」のリンクからパスワードの再設定を行ってください。

ユーザー登録申請

下記URLよりログイン画面を開き、「新規登録申請はコチラ」の文字をクリックすると、
下図の利用規程が表示されます。
<https://www.lgrm.jp/imart/login>

利用規程を確認後、「上記利用規程の内容を確認し、同意します。」にチェックを付けると
「新規利用申請へ進む」ボタンがクリックできるようになります。
「新規利用申請へ進む」ボタンをクリックすると、ユーザー登録申請画面に移動します。

精液等情報システム 新規利用申請

本システムの利用を希望される方は、下記「精液等情報システムの情報提供利用規程」の内容に同意いただく必要があります。下記利用規程を確認し同意いただいた上で、チェックボックスにチェックを付けていただき、「新規利用申請へ進む」ボタンをクリックしてください。

精液等情報システムの情報提供利用規程

令和3年3月29日制定

第1条 目的

本規程は、精液等の生産・流通・利用に関する情報について、全国統一の報告システムの全国的な利用により畜産関係者に対して円滑に情報提供を行うとともに、精液等の適正な流通や正確な血統情報の確保に寄与することで、家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資することを目的とする。

第2条 定義

- 「精液等情報システム」とは、家畜人工授精師等の畜産関係者が保有している精液等の生産・流通・使用に関する情報を一元的に集約し、これら情報の利活用の促進と精液等の適正な流通や正確な血統情報の確保に寄与するために農林水産省の補助事業により構築されたシステムをいう。
- 「利用」とは、特に定めがない場合、精液等情報システムを介して情報の入手や提供等を行うことをいう。
- 「システム利用者」とは、本規程の全ての内容に同意し、本規程において指定する方法に従って精液等情報システムの利用に必要な情報を登録した上で、利用を承認された者をいう。
- 「精液等」とは家畜の精液及び受精卵をいう。
- 「譲受等」とは、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失、使用（人工授精・受精卵の移植）等をいう。

第3条 対象畜種

本規程において対象となる畜種は乳用牛及び肉用牛とする。

[利用規程を別ウィンドウで開く](#)

上記利用規程の内容を確認し、同意します

新規利用申請へ進む



ユーザー登録申請へ

ユーザー登録申請

[申請する](#) [説明書](#)

こちらは精液等情報システムの利用をこれから行う方が、申請を行う画面です。
各項目の横にある赤字の「*」は、申請時に必須となります。
申請後は、申請先の担当部署で確認を行いますのでしばらくお待ちください。
登録手続きが完了しますと、申請時に入力したメールアドレスへ案内メールが送信されます。

申請先

精液等情報システムの利用を申請する所属都道府県をご記入ください。

申請先都道府県 *

【基本項目】

組織または個人の資格の種類と名称及び住所連絡先等をご記入ください。

関連先システム権限区分 *

正式名称 *

正式名称カナ *

略称 *

代表者名

住所1 郵便番号 *

都道府県コード *

住所1 *

住所2

電話番号1 *

電話番号2

FAX番号

メールアドレス *

都道府県コード *

その他

その他特記事項があればご記入ください。

特記事項

<5:人工授精所を選択するか、6:サブセンター（金銭授受無）、7:サブセンター（金銭授受有）を選択した場合に表示>

【授精所】

授精所の管理番号と業務の有無等をご記入ください。

管理番号 *

家畜の種類

牛 *

馬 *

豚 *

その他 *

業務の別

① *

② *

③ *

④ *

⑤ *

精液証明書

種畜飼養者都道府県コード

種畜飼養者住所1

種畜飼養者住所2

種畜飼養者名称

外国為替及び外国貿易法第27条第1項の届出

- ※ 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
- ※ 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
- ※ 家畜体外受精卵の生産に関する業務（屠体採取）
- ※ 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の糞から採取）
- ※ 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存

製造元の場合、必須

製造元の場合、必須（市区町村以降）

製造元の場合、必須

<8:獣医師を選択した場合に表示>

<9:授精師を選択するか、8:獣医師で人工授精師区分を選択した場合に表示>

入力後、左上の「申請する」ボタンを押します。

項目説明

- 申請先
 - 申請先都道府県 ... ユーザー登録申請を行う先の都道府県を選択します。
申請先は、
①人工授精所の場合は開設許可を受けている都道府県
②人工授精師又は獣医師の場合は人工授精業務を行う都道府県となります。
- 基本情報
 - 関連先システム権限区分 ... 関連先システム権限区分を選択します。
(5：人工授精所 6：サブセンター（金銭授受無）
7：サブセンター（金銭授受有） 8：獣医師 9：授精師)
 - 人工授精師区分 ... 人工授精師の資格を保有している場合はチェック（✓）を付けます。
獣医師の場合、任意で選択することができます。
 - 正式名称 ... 正式名称を入力します。
本記載内容が、証明書等が発行される際に印字される人工授精所等の名称になりますので、人工授精師及び獣医師で、旧姓利用をされる場合は、旧姓を記載してください。
 - 正式名称カナ ... 正式名称のカナ名称を入力します。
 - 略称 ... 略称を入力します。
(検索や画面・帳票等の表示でも使用されます。)
 - 代表者名 ... 代表者名を入力します。(人工授精所・サブセンターの場合)
 - 住所1
 - 郵便番号 ... 郵便番号を入力します。
 - 都道府県 ... 都道府県を選択します。
 - 住所1 ... 住所の前半部分を入力します。
 - 住所2 ... 住所の後半部分を入力します。
 - 電話番号1 ... 電話番号1を入力します。
 - 電話番号2 ... 電話番号2を入力します。
 - FAX番号 ... FAX番号を入力します。
 - メールアドレス ... メールアドレスを入力します。
パスワード変更URLはこのメールに届きます。
 - 都道府県コード ... 管轄の都道府県コードを選択します。

授精所		
管理番号	…	管理番号を入力します。
家畜の種類		
牛	…	牛の有無を選択します。(0:無 1:有)
馬	…	馬の有無を選択します。(0:無 1:有)
豚	…	豚の有無を選択します。(0:無 1:有)
その他	…	その他(めん羊、山羊)の有無を選択します。(0:無 1:有)
業務の別	…	業務内容に下記が含まれるかを選択します。(0:無 1:有) ①家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務 ②家畜体内受精卵の採取及び処理の業務 ③家畜体外受精卵の生産に関する業務(屠体採取) ④家畜体外受精卵の生産に関する業務(家畜の雌から採取) ⑤家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
精液証明書		
種畜飼養者都道府県コード	…	精液証明書の種畜飼養者の都道府県コードを入力します。
種畜飼養者住所1	…	精液証明書の種畜飼養者の住所1を入力します。
種畜飼養者住所2	…	精液証明書の種畜飼養者の住所2を入力します。
種畜飼養者名称	…	精液証明書の種畜飼養者の名称を入力します。
外国為替及び外国貿易法 第27条1項目の届出	…	外国為替及び外国貿易法第27条1項目の届出を選択します。 (0:対象外 1:要 2:不要 3:その他)
獣医師		
登録番号	…	登録番号を入力します。
授精師		
免許番号	…	免許番号を入力します。
本籍地県名(国名)コード	…	本籍地県名(国名)コードを選択します。 (0:対象外 01~47:都道府県 80:海外)
本籍地県名(国名)	…	本籍地県名(国名)を入力します。
家畜の種類		
牛	…	牛の有無を選択します。(0:無 1:有)
馬	…	馬の有無を選択します。(0:無 1:有)
豚	…	豚の有無を選択します。(0:無 1:有)
その他	…	その他(めん羊、山羊)の有無を選択します。(0:無 1:有)
業務の別	…	業務内容に下記が含まれるかを選択します。(0:無 1:有) ①家畜人工授精の業務 ②家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務 ③家畜人工授精、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務
その他		
特記事項	…	その他の特記事項を入力します。
ボタン		
申請する	…	画面上部の「申請する」ボタンをクリックすると、 申請先都道府県に申請情報が送信されます。
説明書	…	本説明書をダウンロードします。

パスワード設定

申請受付者にてユーザー登録の手続きが完了すると、ユーザー登録申請の際に入力したメールアドレス宛にメールが届きます。

【申請受付者からの案内メール（サンプル）】

差出人 精液等情報システム <helpdesk@lgrm.jp> ☆
件名 精液等情報システムご利用のご案内
宛先 [redacted]

精液等情報システムのご利用の準備が整いましたので、ご案内致します。

■システムの初回利用
以下のURLにアクセスして、パスワードの設定を行ってください。

[URL]
[http://\[redacted\]/imart/user/password/reminder/](http://[redacted]/imart/user/password/reminder/)

[URLの有効期限]
2021/12/26 20:46 まで

■2回目以降のアクセス

[URL]
[http://\[redacted\]/imart/login](http://[redacted]/imart/login)

[ユーザーコード]
[redacted]

[パスワード]
初回ご利用時に設定したパスワードを入力してください。

有効期限は案内メールを送信してから7日間です。

メールに記載のURLをクリックするとパスワード設定画面が表示されます。

パスワード再設定

←

パスワード

新しいパスワード

新しいパスワード(確認用)

登録

項目説明

- 新しいパスワード … 精液等情報システムを利用する際のパスワードを入力します。
新しいパスワード(確認用) … 精液等情報システムを利用する際のパスワードを確認のため再度入力します。

ボタン

- 登録 … 入力したパスワードを登録します。

パスワード設定後、メールに記載されたID(ユーザーコード)と、さきほど設定したパスワードを用いて、ログイン画面(下図)から精液等情報システムにログインします。

ユーザーコード

パスワード

ログイン

パスワードを忘れた方はコチラ
新規登録申請はコチラ